

監査総合グループ第 2 回考査
試 験 問 題

注意事項

＜補習生カードを通路側に置いて、番号が確認できるようにしてください＞

- 試験開始の合図により、試験を始めてください。それまでこの冊子を開くことを厳禁とします。
- この冊子の最後の頁には、「以上」の記載があります。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 答案は、配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。また、楷書で丁寧に記入し、数字については 3 桁ごとにカンマを打って解答してください。こするとインクが消えるボールペンは使用不可とします。**黒のボールペン又は黒の万年筆以外で解答した答案は試験を無効とし、採点しません。**
- 所属補習所、補習生カード番号、氏名について、各解答用紙の記入欄に漏れのないよう確実に全て記入してください。未記入項目がある場合は、その解答用紙を採点しない場合があります。
- 答案用紙は、白紙の場合も必ず提出してください。
- 問題に関する質問には一切応じません。**
- 試験時間は 2 時間です。試験開始 60 分後から試験終了 10 分前までの間は、途中退室を認めます。途中退室する場合は、必ず答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置き、静かに退室してください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
筆記用具（ペンケースから取り出すこと）、定規、修正液（修正テープ）、電卓（規定のもの）及び腕時計又は懐中時計。スマートウォッチ（試験監督者がスマートウォッチかどうか判断しづらい腕時計を含む）、ストップウォッチ、キッチンタイマー、置時計は使用できません。
腕時計又は懐中時計は**机の上に置いて使用してください**。また、使用が認められているもの以外はカバン等にしまい、荷物は全て足元に置いてください。**試験開始後は、カバン等から荷物を取り出すことはできません。また、使用が認められていないものを所持していた場合は、試験監督者の判断で不正行為とみなし、試験を無効といたします。**
- 携帯電話やスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は、電源を切ったうえでカバン等にしまってください。
- 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル 700ml 以下のもの 1 本に限り試験中に机の上に置くことができます。
- 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験監督者の指示に従ってください。
- 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、速やかに答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置いてください。
- 不正を行った者には直ちに退場を命じ、その回の試験は無効とします。**
- 無効となった場合は、問題用紙・答案用紙の持ち帰りはできません。

（答案用紙の氏名等記載例・マークシート記入例）

- ※1：所属補習所・支所は自身が所属する[東京・東海・近畿・九州・札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松]のいずれかを記載すること
- ※2：補習生カード番号を記載し、丁寧にマークすること。また、誤ってマークした場合は、修正液（修正テープ）で綺麗に消すこと

	所属補習所・支所	補習生カード番号(9桁)											
	東京	番号	2	0	2	4	0	1	2	3	4		
氏名		0	①	●	①	①	●	①	①	①	①		
会計 太郎		1	①	①	①	①	①	●	①	①	①		
＜注意＞ 補習生カード番号を記載し、番号を丁寧にマークしてください。綺麗にマークされていない場合、正しく採点されない場合があります。 ※黒のボールペン又は黒の万年筆を使用すること。 ※誤ってマークした場合は、マークの跡が残らないよう、修正液（修正テープ）で綺麗に消すこと。		2	●	②	●	②	②	②	●	②	②		
		3	③	③	③	③	③	③	③	●	③		
		4	④	④	④	●	④	④	④	④	●		
		5	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤		
		6	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥		
		7	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦		
		8	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧		
		9	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨		

問題１ 経営分析総論【配点 35 点】

株式会社K社と同業他社である株式会社H社（いずれも外食産業）の前期と当期の連結ベースの要約貸借対照表と要約損益計算書は次のとおりである（単位：百万円）。以下の問いに答えなさい。

〔K社の要約貸借対照表〕

科 目	前期	当期
流動資産		
現金及び預金	17,220	14,591
売掛金	1,742	1,969
棚卸資産	1,999	2,833
その他	637	527
流動資産合計	21,598	19,920
固定資産		
有形固定資産	16,337	16,096
無形固定資産	2,894	2,004
投資その他の資産	7,583	7,954
固定資産合計	26,814	26,054
資産合計	48,412	45,974
流動負債	16,178	14,954
固定負債	4,902	3,362
負債合計	21,080	18,316
株主資本	27,180	27,163
その他の包括利益累計額	152	495
純資産合計	27,332	27,658
負債純資産合計	48,412	45,974

〔H社の要約貸借対照表〕

科 目	前期	当期
流動資産		
現金及び預金	10,277	14,815
売掛金	1,121	1,460
棚卸資産	238	294
その他	657	655
流動資産合計	12,293	17,224
固定資産		
有形固定資産	8,580	9,266
無形固定資産	238	186
投資その他の資産	8,070	6,589
固定資産合計	16,888	16,041
資産合計	29,181	33,265
流動負債	4,645	6,303
固定負債	1,562	1,848
負債合計	6,207	8,151
株主資本	22,942	25,069
その他の包括利益累計額	32	45
純資産合計	22,974	25,114
負債純資産合計	29,181	33,265

〔K社の要約損益計算書〕

科 目	前期	当期
売上高	45,930	52,984
売上原価	14,983	16,883
販売費及び一般管理費	31,528	33,855
営業利益	△581	2,246
受取利息・配当金	60	60
補助金収入	45	—
支払利息	42	41
固定資産除却損	241	188
減損損失	266	1,532
その他の損益	△19	13
税金等調整前利益	△1,044	558
法人税等合計	38	122
当期純利益	△1,082	436
親会社株主利益	△1,082	436

〔H社の要約損益計算書〕

科 目	前期	当期
売上高	38,168	48,772
売上原価	10,715	13,684
販売費及び一般管理費	26,837	30,451
営業利益	616	4,637
受取利息・配当金	3	4
補助金収入	1,264	—
支払利息	—	—
固定資産除却損	1	2
減損損失	158	203
その他の損益	588	133
税金等調整前利益	2,312	4,569
法人税等合計	793	1,336
当期純利益	1,519	3,233
親会社株主利益	1,519	3,233

（注）親会社株主利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を表す。

問1 解答用紙は、収益性分析と安全性分析を行ったものである。解答用紙に記載された各財務指標又は割合を算出しなさい。

(注意事項)

1. 解答にあたっては、解答すべき単位に対し、小数第3位を四捨五入して、第2位まで記載すること。また、末尾数値が0の場合でも、省略せずに明記すること（例：12.30%、1.20回、5.00倍）。
2. 指標の算式が損益計算書項目と貸借対照表項目を対比するものである場合、及びそれを構成要素に分割するものである場合、前期末残高と当期末残高の平均値を使用すること。
3. H社の⑭の「－」は、計測不能であることを意味する。

問2 問1で算定したK社の(1)～(3)の財務指標に関して、当期に生じた主要な変化を、分解した指標を基に説明しなさい。その際、(1)～(3)のいずれについても、H社と比較しながら、その差が生じた要因について、具体的な数値に基づいて論じること。

- (1) ROE
- (2) 売上高純利益率
- (3) 安全性指標

問題2 決算実務と開示【配点 30 点】

問1 剰余金の配当と処分

1. 以下の文章の空欄①～③に当てはまる適切な語句又は数値を答えなさい。

- (1) 会社法では、債権者保護の観点から、剰余金を配当する場合、それにより減少する剰余金の額に（ ① ）分の1を乗じた額を資本（ ② ）又は利益（ ② ）として計上する必要がある。
- (2) 株式会社は、株主総会の決議によって、損失の処理、（ ③ ）の積立てその他の剰余金の処分（資本金、準備金の変動を伴うもの及び剰余金の配当その他株式会社の財産を処分するものを除く。）をすることができる。

2. 分配可能額の算定に関する以下の文章の空欄①～③に当てはまる適切な語句又は数値を答えなさい。

分配可能額の計算は、以下の3ステップからなる。

- a. 決算日における剰余金の額の算定
- b. 決算日以降、分配日までの剰余金の増減を反映し、分配時点の剰余金の額を算定
- c. 分配時点の剰余金の額から（ ① ）の帳簿価額等を控除して分配可能額を算定

ステップ a. の「剰余金の額」とは、「その他利益剰余金」と「その他（ ② ）」の合計額となる。

決算日以降、分配日までの間に、（ ① ）を処分した場合、分配時点の剰余金の算定においては、（ ① ）の処分差損益を反映させるが、分配可能額の算定においては、剰余金の額から（ ① ）の帳簿価額及び（ ① ）の処分対価を控除することにより、分配可能額の算定には（ ① ）処分差損益を反映させない。

株式会社の純資産額が（ ③ ）万円未満の場合には、剰余金があってもこれを株主に配当することができない。

問2 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度

1. サステナビリティ情報の開示に関して記載した以下の文章について、空欄①～⑤に当てはまる適切な語句を答えなさい。

2023年1月31日に公布された「企業内容等の開示に関する内閣府令等」の改正により、有価証券報告書の記載事項に「サステナビリティに関する考え方及び取組」が新設された。これは、企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するものである。

全ての企業において開示が必要とされる項目は、「(①)」と「(②) 管理」である。また、企業において重要性を判断して開示する項目は「(③)」と「(④) 及び目標」である。

また、2021年に改訂されたコーポレートガバナンス・コードでは、上場会社に対して、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の枠組みの下で、気候変動などの地球環境問題への配慮をはじめとするサステナビリティを巡る課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めることを求めている。特に(⑤)市場上場会社に対しては、気候変動に係る(②)及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)又はそれと同等の枠組みに基づく情報開示が義務付けられている。

2. 半期報告書に関する以下の表の空欄①～③に当てはまる適切な語句又は数値を答えなさい。

対象会社	中間財務諸表の種類	提出期限
上場会社等 ((①) 事業会社以外)	第1種中間財務諸表	半期終了後(②)日以内
上場会社等の(①)事業会社 (銀行、保険会社等)	第2種中間財務諸表	半期終了後(③)日以内

問3 会社法に基づく開示と実務

1. 会社法における開示制度について、以下の文章の空欄①～⑥に当てはまる適切な語句を答えなさい。

会社法における開示には、(①)と(②)がある。(①)は、定時株主総会に先立って、招集通知に添付して(③)に直接交付する、又は、(④)的方法によって開示することによって情報提供を行うことをいう。(②)は、会社の開示書類を備え置くことにより(③)や債権者がいつでも閲覧できるようにすることをいう。また(⑤)も(②)として区分することもある。

不特定一般への開示方法である(⑤)では、貸借対照表又はその要旨、損益計算書又はその要旨を、官報又は日刊新聞紙に掲げる方法により開示する。ただし、損益計算書又はその要旨は、大会社のみ開示する。なお、(⑥)を提出している会社はこの(⑤)は不要とされている。

2. 会社計算規則に基づく注記について、以下の文章の空欄①～③に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- a. 会計方針の変更に関する注記は、一般に（ ① ）と認められる会計方針を他の一般に（ ① ）と認められる会計方針に変更した場合に、当該会計方針の変更の内容、当該会計方針の変更の（ ② ）、遡及適用をした場合には当該事業年度の（ ③ ）における純資産額に対する影響額を記載する（重要性の乏しいものを除く）。
- b. 表示方法の変更に関する注記は、一般に（ ① ）と認められる表示方法を他の一般に（ ① ）と認められる表示方法に変更した場合に、当該表示方法の変更の内容、当該表示方法の変更の（ ② ）を記載する（重要性の乏しいものを除く）。

3. 会社法に基づく事業報告等と金融商品取引法に基づく有価証券報告書の一体的開示の取組が始められた理由を2点答えなさい。

問4 金融商品取引所の規制による開示

以下の文章は金融商品取引所の規制による開示について説明したものである。空欄①、②に当てはまる適切な語句又は数値を答えなさい。

（業績予想）

上場会社は、業績予想を開示している場合、売上高について10%以上の増減があった場合又は営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれかに（ ① ）%以上の増減があった場合には、直ちに適時開示が必要となる。

（四半期決算短信の開示時期）

第2四半期（中間期）の決算短信は、決算の内容が定まった場合に直ちに開示することが要求される。

第1・第3四半期の決算短信について、（ ② ）を義務で受ける場合には、（ ② ）が完了次第、開示することが原則とされる。（ ② ）を任意で受ける場合には、（ ② ）が完了する前とするか、それとも（ ② ）が完了次第とするかを上場会社が判断する。

問題3 収益認識【配点35点】

以下の各問は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」という。）に基づいて解答すること。

問1. X社は3月決算の上場企業であり、連結子会社2社（Y社、Z社）を保有している。以下の〔資料1〕～〔資料4〕を読み、後述の設問に答えなさい。

〔資料1〕当期（2025年3月期）の連結財務諸表における重要な会計方針に係る注記

（重要な収益及び費用の計上基準）

当社グループは、ホールセール事業及びリテール事業において、各種IT関連の商品及び製品の販売、保守・運用等のサービスの提供、システムやソフトウェアの開発の請負及び不動産の賃貸を行っております。

商品及び製品の販売は、引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、一部の連結子会社においては、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。また、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

サービスの提供は、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該契約期間にわたり収益を認識しております。

開発の請負は、履行義務を充足するにつれて資産が創出され、顧客が当該資産を支配すると判断し、開発の進捗度に応じて収益を認識しております。

不動産の賃貸は、「リース取引に関する会計基準」に基づき、契約期間にわたり「その他の収益」として収益を認識しております。

〔資料2〕当期（2025年3月期）の各社の試算表における売上高の内訳明細

（単位：百万円）	X社		Y社	Z社
セグメント	ホールセール	リテール	ホールセール	リテール
商製品売上	175,979	53,271	27,550	28,496
サービス売上	72,090	57,932	20,010	35,325
開発案件売上	—	—	33,655	—
不動産賃貸収入	2,455	—	—	—
合計	250,524	111,203	81,215	63,821

[資料3] 各社の売上取引に関する補足情報

X 社	a. ホールセール事業の商製品売上には<u>代理人として実施している取引</u>が 25,929 百万円含まれているが、試算表上は総額で計上している。この代理人取引に対応する売上原価は 22,322 百万円である。 b. リテール事業では、2025 年 3 月に販売した商製品を対象にキャッシュバックキャンペーンを実施しているが、試算表上は特段の会計処理を行っていない。当該キャンペーンの詳細は〔資料 4〕のとおりである。 c. 不動産賃貸は本業（営業取引）として実施しているものであり、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」に従って適切に会計処理している。									
Y 社	d. 商製品売上は当期販売分より保証の内容を見直し、商品及び製品が合意された仕様に従って機能するという保証に加えて、一定期間内であれば追加的な支払なしに、商品及び製品の操作方法について訓練サービスを受ける権利を提供している。当該訓練サービスは<u>適用指針 35 項の保証サービスに該当すると判断される</u>が、期中においては前期と同様、商品及び製品の販売価格全額を売上計上している。当該サービスに係る履行義務は販売価格の 2 % 相当、当期末における未履行金額は 41 百万円と見積られる。 e. 開発案件売上は履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき売上計上している。ただし、<u>進捗度を合理的に見積ることができない場合には、会計基準 45 項に従って収益を認識している。また、条件を満たす場合には適用指針 99 項の重要性等に関する代替的な取扱いを適用している。</u>なお、当期において会計基準 45 項に基づいて計上した売上高は 6,920 百万円、適用指針 99 項に基づいて計上した売上高は 1,106 百万円である。									
Z 社	f. 商製品売上は期中においては全て出荷基準で売上を計上しているが、毎期の決算にあたって必要な組替を行っている。当期末の組替に必要な情報は下表のとおりである。なお、Z 社は適用指針 98 項の重要性等に関する代替的な取扱いを適用している。 <table><tr><td>仕向地</td><td>国内</td><td>海外</td></tr><tr><td>前期出荷・当期引渡</td><td>40 百万円</td><td>25 百万円</td></tr><tr><td>当期出荷・翌期引渡</td><td>33 百万円</td><td>69 百万円</td></tr></table>	仕向地	国内	海外	前期出荷・当期引渡	40 百万円	25 百万円	当期出荷・翌期引渡	33 百万円	69 百万円
仕向地	国内	海外								
前期出荷・当期引渡	40 百万円	25 百万円								
当期出荷・翌期引渡	33 百万円	69 百万円								

(注) 上記事項のうち、b、d、e については、著しい重要性はないとの判断から重要な会計方針に係る注記は省略している。

〔資料 4〕 X 社が実施したキャッシュバックキャンペーンの詳細

キャンペーンの概要	・2025 年 3 月に販売したリテール向けの商製品を対象に、販売価格の 10% を応募者全員にキャッシュバックする。 ・キャッシュバックを受けるには専用サイトでの応募が必要であり、応募期間は 2025 年 6 月末までとする。 ・対象となる商製品の販売総額が 5,000 百万円に達した時点でキャンペーンは終了する。従って、キャッシュバック総額は最大で 500 百万円である。 ・X 社では過去にも同様のキャンペーンを実施しているが、予定した販売総額に達しないままキャンペーンが終了したことは 1 度もなく、今回のキャンペーンでも 3 月中旬には目標としていた売上高 (5,000 百万円) を達成している。																												
X 社の会計処理方針	当該キャンペーンのキャッシュバック総額を変動対価と捉え、会計基準 51 項に基づき期待値を見積り、見積った金額を当期の売上高から減額する。 具体的には、当期及び過去 4 期（すなわち 2021 年 3 月期以降）に実施された同様のキャンペーンの実績に基づき、期待値を算出する。																												
当期及び過去 4 期のキャンペーン実績	<table><tr><th>実施時期</th><th>対象販売総額</th><th>応募率</th><th>キャッシュバック実績</th></tr><tr><td>2021 年 3 月</td><td>4,000 百万円</td><td>95%</td><td>380 百万円</td></tr><tr><td>2021 年 9 月</td><td>3,000 百万円</td><td>91%</td><td>273 百万円</td></tr><tr><td>2022 年 3 月</td><td>5,000 百万円</td><td>89%</td><td>445 百万円</td></tr><tr><td>2022 年 9 月</td><td>3,000 百万円</td><td>92%</td><td>276 百万円</td></tr><tr><td>2023 年 3 月</td><td>5,000 百万円</td><td>89%</td><td>445 百万円</td></tr><tr><td>2023 年 12 月</td><td>5,000 百万円</td><td>93%</td><td>465 百万円</td></tr></table> ※いずれのキャンペーンでも販売価格の 10%をキャッシュバックの対象としている。なお、当期のキャンペーンは 2025 年 3 月の 1 回のみである。	実施時期	対象販売総額	応募率	キャッシュバック実績	2021 年 3 月	4,000 百万円	95%	380 百万円	2021 年 9 月	3,000 百万円	91%	273 百万円	2022 年 3 月	5,000 百万円	89%	445 百万円	2022 年 9 月	3,000 百万円	92%	276 百万円	2023 年 3 月	5,000 百万円	89%	445 百万円	2023 年 12 月	5,000 百万円	93%	465 百万円
実施時期	対象販売総額	応募率	キャッシュバック実績																										
2021 年 3 月	4,000 百万円	95%	380 百万円																										
2021 年 9 月	3,000 百万円	91%	273 百万円																										
2022 年 3 月	5,000 百万円	89%	445 百万円																										
2022 年 9 月	3,000 百万円	92%	276 百万円																										
2023 年 3 月	5,000 百万円	89%	445 百万円																										
2023 年 12 月	5,000 百万円	93%	465 百万円																										

1. 〔資料 3〕 a. の下線部に関して、適用指針 47 項は本人と代理人の区分について以下のよう

に規定している（抜粋記載）。空欄①～④に当てはまる語句を答えなさい。

企業が本人に該当することの評価に際して、企業が財又はサービスを顧客に提供する前に支配しているかどうかを判定するにあたっては、例えば、次の（1）～（3）の指標を考慮する。

- （1）企業が当該財又はサービスを提供するという約束の履行に対して（ ① ）を有していること
- （2）当該財又はサービスが顧客に提供される前、あるいは当該財又はサービスに対する支配が顧客に移転した後において、企業が（ ② ）を有していること
- （3）当該財又はサービスの（ ③ ）の設定において企業が（ ④ ）を有していること

2. [資料3] d. の下線部に関して、以下の(1)、(2)に答えなさい。

(1) 以下の①～⑤のうち、保証サービスを含むかどうかを判断するにあたって考慮する要素として、適用指針37項が例示しているものには解答欄に○を、例示していないものには×を記入しなさい。

- ① 財又はサービスに対する保証の独立販売価格を直接観察できるかどうか
- ② 財又はサービスに対する保証が取引慣行で要求されているかどうか
- ③ 財又はサービスに対する保証の対象となる期間の長さ
- ④ 企業が履行を約束している作業の内容
- ⑤ 企業が履行を約束している作業の一部又は全部に他の当事者を関与させることができるかどうか

(2) 仮にY社が提供する訓練サービスが保証サービスに該当しないと判断された場合にはどのような会計処理が必要となるか答えなさい。

3. [資料3] e. の下線部に関して、会計基準45項及び適用指針99項は進捗度を合理的に見積ることができない場合の処理について以下のように規定している。空欄①、②に当てはまる語句を答えなさい。

(会計基準45項)

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について(①)基準により処理する。

(適用指針99項)

一定の期間にわたり充足される履行義務について、(②)において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合には、当該(②)に収益を認識せず、当該進捗度を合理的に見積ることができる時から収益を認識することができる。

4. [資料4] の下線部に関して、会計基準51項は期待値とは異なる方法で変動対価を見積ることも認めている。仮にX社が期待値とは異なる方法でキャッシュバックキャンペーンに係る変動対価を見積った場合、当期の売上高から減額すべき金額はいくらになるか答えなさい。

5. [資料1]～[資料4]で与えられている情報に基づき、X社、Y社、Z社、それぞれの当期の損益計算書において計上すべき売上高の金額を答えなさい。なお、資料から読み取ることができない情報は考慮外とする。また、端数が生じる場合は、計算の最終値について百万円未満を切り捨てて解答すること。(以降の設定問も同様)

6. [資料1]～[資料4]で与えられている情報及び下記の様式に基づき、当期におけるX社グループの収益の分解情報に係る注記を作成しなさい。なお、該当がない箇所については空欄とせず、解答欄に「－」と記入すること。また、解答欄には金額単位（百万円）は記載せず、数値のみを記入すること。

(収益認識関係)			
顧客との契約から生じる収益を分解した情報			
当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）			
（単位：百万円）			
	報告セグメント		合計
	ホールセール事業	リテール事業	
一時点で移転される財 又はサービス	①	②	
一定期間にわたり移転 される財又はサービス	③	④	
顧客との契約から生じ る収益	⑤	⑥	
その他の収益	⑦	⑧	
外部顧客への売上高	⑨	⑩	

- 問2. 貿易取引においてインコタームズが存在しなかった場合に生じる問題や懸念事項、リスクについて、解答用紙の文章に続ける形で答えなさい。

以 上